

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画変更年度	令和 6 年度
計画主体	福島県鮫川村

鮫川村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県東白川郡鮫川村農林商工課
所在地 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番地 5
電話番号 0247-49-3113
F A X 番号 0247-49-3363
メールアドレス nourin@vill.samegawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ハクビシン、カルガモ
計画期間	令和5年度～令和8年度
対象地域	鮫川村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	・ 稲 水稻	151.13 千円 0.13ha
	・ 豆類 大豆	26 千円 0.04ha
	・ 野菜類 かぼちゃ	11.25 千円 0.01ha
	・ 飼料作物 青刈りとうもろこし	4.95 千円 0.006ha
	・ いも類 じゃがいも	6.2 千円 0.005ha
	計	199.53 千円 0.191ha
カラス	計	0 千円 0a
ハクビシン	計	0 千円 0a
カルガモ	計	0 千円 0a

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ</p> <p>村内全域で被害が確認されており、多品目の作物に被害を及ぼしている。主な被害時期は5月～11月で、水稻・いも類 (じゃがいも)・豆類 (大豆) に被害が発生している。また飼料作物 (青刈りとうもろこし・飼料用米等) においても、掘り起し等の被害が発生している。農作物以外では、水田の畦畔や牧草地の採掘などにより、土手や水路の破壊等が発生しており、農業</p>
--

者の生産意欲の減退や耕作放棄地の増加を招く原因となっている。

○カラス
主に畜産の飼料作物の作付面積の増加に伴い、青刈リトウモロコシへの被害が9月～10月に発生しているが、被害の全容が掴み難くなっている。

○ハクビシン
主な被害作物として、かぼちゃ（8～11月）、飼料作物等（9月）が挙げられるが、耕作者による耕耘等や他の動物の痕跡により消されてしまうことが多く、全容が掴み難くなっている。

○カルガモ
村内全域に被害が広がっており、5月頃から田植え直後の苗の抜き取りや攪拌による稲の活着阻害が発生し、生育に悪影響を与えている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	199.53 千円 0.191ha	188 千円 0.179ha
カラス	0 千円 0ha	0 千円 0ha
ハクビシン	0 千円 0ha	0 千円 0ha
カルガモ	0 千円 0ha	0 千円 0ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	○平成23年度に捕獲機材を設置。はこわな（イノシシ用13基：ハクビシン用5基）・くくりわな（イノシシ用28基）を実施隊員に貸与 ○狩猟捕獲に係る経費の助成 ○狩猟者の減少への対策として、捕獲活動費の支援	・実施隊員の高齢化及び銃免許取得者の育成 ・効率的なわなの設置方法
防護柵の設置等に関する取組	○個人での自主的な設置及び一部助成	・地域ぐるみでの包括的な対策 ・設置力所以外での被害の増加及び設置力所での維持管理不足

組		
生息環境管理その他の取組	○雑木の除去、刈り払いなど森林環境整備	・耕作者の高齢化及び担い手不足による耕作放棄地の増加により耕作地の管理が不十分である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

本村では、鳥獣被害防止計画を策定し、農作物被害を防止するため、有害鳥獣捕獲の助成や捕獲経費等の助成、捕獲機材の貸出を実施してきた。しかし放射性セシウムの検出の影響で、捕獲意欲に減退が見られ、出没数増加にも影響が懸念されるなか、補助金制度を活用し捕獲者への支援活動を図っていくとともに、農作物被害軽減に取り組む。

- ① 狩猟免許新規取得者への一部費用の助成
- ② 捕獲技術の向上に向けた取り組み
- ③ 地域ぐるみでの包括的な被害防止対策の拡充
- ④ 有害鳥獣の生息状況および被害状況調査の実施

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鮫川村鳥獣被害対策実施隊は、福島県猟友会東白川支部鮫川分会からの推薦を受け、鮫川村長が実施隊を任命し組織している。

捕獲については、鮫川村と鮫川村鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

なお、捕獲した際に捕獲個体による逆襲を防止し、安全な止め刺しを実施するため、ライフル銃を使用する。

【鮫川村鳥獣被害対策実施隊：25名(令和6年4月1日現在)】

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や防災無線を活用した住民への情報提供、啓発活動の実施 ・ 生息状況及び被害状況調査の実施 ・ 補助金事業を活用した侵入防止柵の整備 ・ 狩猟免許に関する広報活動 ・ 捕獲に関する研修会の開催
令和6年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や防災無線を活用した住民への情報提供、啓発活動の実施 ・ 生息状況及び被害状況調査の実施 ・ 補助金事業を活用した侵入防止柵の整備 ・ 狩猟免許に関する広報活動 ・ 捕獲に関する研修会の開催
令和7年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や防災無線を活用した住民への情報提供、啓発活動の実施 ・ 生息状況及び被害状況調査の実施 ・ 補助金事業を活用した侵入防止柵の整備 ・ 狩猟免許に関する広報活動 ・ 捕獲に関する研修会の開催
令和8年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌や防災無線を活用した住民への情報提供、啓発活動の実施 ・ 生息状況及び被害状況調査の実施 ・ 補助金事業を活用した侵入防止柵の整備 ・ 狩猟免許に関する広報活動 ・ 捕獲に関する研修会の開催

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ
 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、及び福島県イノシシ管理計画の基準に基づいて捕獲を行う。

○ハクビシン、カラス、カルガモ
 福島県第13次鳥獣保護管理事業計画の基準に基づいて捕獲を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 200 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 200 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 200 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画および福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標200頭
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲方法は、銃器、はこわな及びくくりわなを基本とする。 ・安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民の理解を得ながら <p>有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
マキ狩り等による捕獲において、捕獲個体に対して止め刺しを行う際に使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
鮫川村内全域	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵（2段）設置。 電気柵 2,400m	電気柵（2段）設置。 電気柵 2,400m	電気柵（2段）設置。 電気柵 2,400m	電気柵（2段）設置。 電気柵 2,400m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気柵設置地域住民が主体となり、既存電気柵の管理・設置面積拡	電気柵設置地域住民が主体となり、周辺の草刈り・電気柵の管	電気柵設置地域住民が主体となり、管理不十分であつた箇所に対	電気柵設置地域住民が主体となり、既存電気柵の管理・設置面積拡

	<p>大の検討及び周辺の草刈り。 地域住民が主体となり補助金等を活用した電気柵設置の推進</p>	<p>理及び設置面積の拡大。 地域住民が主体となり補助金等を活用した電気柵設置の推進</p>	<p>策、周辺の草刈り及び既存電気柵の管理・更新。 地域住民が主体となり補助金等を活用した電気柵設置の推進</p>	<p>大の検討及び周辺の草刈り。 地域住民が主体となり補助金等を活用した電気柵設置の推進</p>
--	--	--	---	--

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集及び関係機関への情報共有 実施隊への情報提供 広報誌や防災無線を活用した情報提供及び啓発活動 電気柵の設置及び管理方法の周知 実施隊員の確保・担い手育成のため、新規狩猟免許取得者に対する取得経費の助成
令和6年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集及び関係機関への情報共有 実施隊への情報提供 広報誌や防災無線を活用した情報提供及び啓発活動 電気柵の設置及び管理方法の周知 実施隊員の確保・担い手育成のため、新規狩猟免許取得者に対する取得経費の助成
令和7年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集及び関係機関への情報共有 実施隊への情報提供 広報誌や防災無線を活用した情報提供及び啓発活動 電気柵の設置及び管理方法の周知 実施隊員の確保・担い手育成のため、新規狩猟免許取得者に対する取得経費の助成
令和8年度	イノシシ カラス ハクビシン カルガモ	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集及び関係機関への情報共有 実施隊への情報提供 広報誌や防災無線を活用した情報提供及び啓発活動 電気柵の設置及び管理方法の周知 実施隊員の確保・担い手育成のため、新規狩猟免許取得者に対する取得経費の助成

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

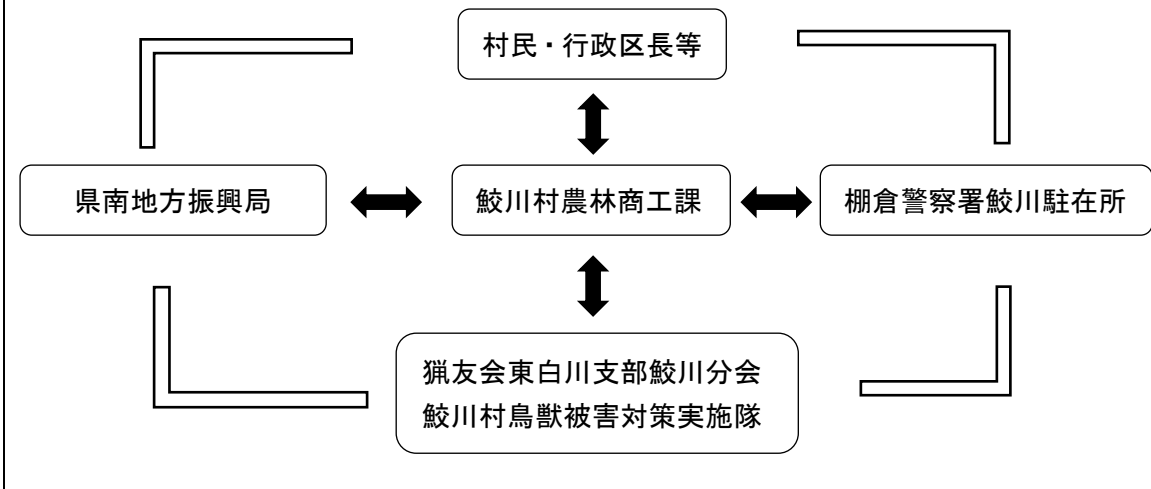
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
鮫川村	<ul style="list-style-type: none">被害情報の収集及び関係機関への情報提供住民への注意喚起各関係機関との連絡調整捕獲許可の申請
福島県県南地方振興局	<ul style="list-style-type: none">被害防止対策に関する助言及び指導捕獲活動に関する助言及び指導
棚倉警察署鮫川駐在所	<ul style="list-style-type: none">被害状況の確認及び住民への注意喚起緊急時における住民の安全確認
鮫川村鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none">有害鳥獣の捕獲鳥獣被害の調査及び出沒、捕獲情報の提供
猟友会東白川支部鮫川分会	<ul style="list-style-type: none">有害鳥獣の捕獲鳥獣被害の調査及び出沒、捕獲情報の提供

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

農林商工課長の指示により農林商工課担当職員が関係機関への連絡を行う。



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	福島県内全域で野生鳥獣の出荷及び摂取制限があるため食品としての利用は不可能。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
鮫川村	・ 被害情報の収集及び関係機関への情報提供 ・ 住民への注意喚起 ・ 被害防止対策の指導及び支援 ・ 各関係機関との連絡調整 ・ 捕獲許可の申請
鮫川村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲
猟友会東白川支部鮫川分会	有害鳥獣関連情報の提供及び捕獲
鮫川村議会	有害鳥獣関連情報の共有
鮫川村行政区長会	有害鳥獣関連情報の共有
東西しらかわ農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供及び営農（技術）指導
福島県農業共済組合	有害鳥獣関連情報の提供及び営農（技術）指導
鮫川村農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止に関する支援

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
関東森林管理局	国有林内での有害鳥獣関連情報の提供

棚倉森林管理署	
福島県県南地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲及び被害防止技術に関する情報提供や助言、指導
福島県県南農林事務所 農業振興普及部	有害鳥獣の被害防止対策及び農作物被害に関する情報提供や助言、指導
福島県県南農林事務所 森林林業部	有害鳥獣の被害防止対策及び森林整備に関する情報提供や助言、指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 4 月 1 日設置。25 名（猟友会の被推薦者 25 名）

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係機関と連携して被害防止対策を推進していく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

矢祭町、埴町、棚倉町、鮫川村の 4 町村で構成された東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を設置し、鳥獣の被害や出没状況、町村で実施する被害防止対策について情報交換を実施している。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。